

## 事務局の取組み

---

トラック輸送における取引環境・  
労働時間改善千葉県協議会 事務局

# トラック事業の取引環境適正化に向けた関東運輸局の取組み

## 荷主への対応

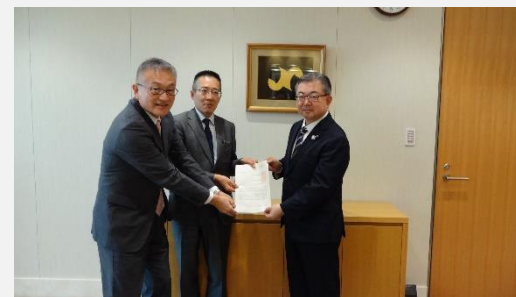
令和5年8月、労働環境の改善や標準的な運賃の設定について荷主の理解と協力を求めるため、関東運輸局、各都県労働局、関東経済産業局、関東農政局の連名による文書を作成。各都県トラック協会を通じ荷主企業へ文書を発送（約8,700者）。

The collage contains three main parts:
 

- Document Page:** A page from a letter or report, likely the one mentioned in the text, detailing the industry's situation and the request for cooperation.
- トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み (Initiatives for Improving the Truck Transport Transaction Environment):** An infographic with a red header. It includes a line graph showing trends, a section titled '標準的な運賃」告示制度' (Standard Freight Rate Announcement System), and a flowchart for '標準的な運賃」告示制度'.
- ホワイト物流 推進活動 (White Logistics Promotion Activity):** An infographic with a green header. It features a flowchart for '荷主対応の適正化' (Improvement of Supplier Response) and a section for '取引条件の透明化' (Transparency of Transaction Conditions).

## 荷主団体への対応

令和5年12月、関東経済産業局との連名により、関東商工会議所連合会に対し、物流負荷の軽減へ取組んでいただくことや、トラック事業者から運賃交渉の申し出があった場合には積極的に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼。



The screenshot shows a webpage with the following elements:
 

- Header:** '国土交通省' (Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism) and 'White Logistics' logo.
- Main Content:** Text in Japanese, likely related to the 'White Logistics' initiative, including a sub-header 'トラック事業の取引環境適正化に向けた取組み'.
- Image:** A small photograph showing a group of people in a meeting or presentation.
- Footer:** Contact information and a QR code.

令和6年1月、千葉運輸支局においても、  
(一社)千葉県商工会議所連合会、千葉県  
商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、  
(一社)千葉県経営者協会に対し、物流負  
荷の軽減へ取組んでいただくことや、ト  
ラック事業者から運賃交渉の申し出があっ  
た場合には積極的に協議を行っていただ  
くよう、傘下会員等への周知を依頼。



千葉運輸第905号  
令和6年1月15日

一般社団法人 千葉県商工会議所連合会  
会長 佐久間 英利 殿

千葉運輸支局長  
榎 光輝

トラック事業の適正化・生産性向上に向けた取組へのご協力をお願いについて

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
トラック事業は、国民生活や経済を支える重要な社会インフラであり、物流の停滞が懸念される「物流2024年問題」が喫緊の課題となっております。  
政府としては、持続可能な物流の実現に向け、令和5年6月の「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、①物流の効率化、②産主・消費者の行動変容、③商慣行の見直しを柱とする、「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、現在、抜本的・総合的な対策に取り組んでおります。  
さらに、令和5年10月には、賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の創出しを図るべく、緊急的に取り組む施策として「物流革新緊急パッケージ」を策定したところであります。特に、物流の取引環境の適正化のためには、必要なコストと物流サービスの質に応じた適正な対価を支払う商慣行の定着に向けた価格転嫁や運賃・料金の収受の促進が重要であると考えております。  
つきましては、トラック事業の取引環境の適正化に向けた取組について、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

○荷待ち・荷役時間の短縮など物流負荷の軽減に取り組んでいただくこと。  
○必要なコストを反映した適正な運賃・料金の収受のため、積極的にトラック事業者との協議を行っていただくこと。

千葉運輸第905号  
令和6年1月15日

千葉県商工会連合会  
会長 秦 重悦 殿

千葉運輸支局長  
榎 光輝

トラック事業の適正化・生産性向上に向けた取組へのご協力をお願いについて

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
トラック事業は、国民生活や経済を支える重要な社会インフラであり、物流の停滞が懸念される「物流2024年問題」が喫緊の課題となっております。  
政府としては、持続可能な物流の実現に向け、令和5年6月の「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、①物流の効率化、②産主・消費者の行動変容、③商慣行の見直しを柱とする、「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、現在、抜本的・総合的な対策に取り組んでおります。  
さらに、令和5年10月には、賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の創出しを図るべく、緊急的に取り組む施策として「物流革新緊急パッケージ」を策定したところであります。特に、物流の取引環境の適正化のためには、必要なコストと物流サービスの質に応じた適正な対価を支払う商慣行の定着に向けた価格転嫁や運賃・料金の収受の促進が重要であると考えております。  
つきましては、トラック事業の取引環境の適正化に向けた取組について、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

○荷待ち・荷役時間の短縮など物流負荷の軽減に取り組んでいただくこと。  
○必要なコストを反映した適正な運賃・料金の収受のため、積極的にトラック事業者との協議を行っていただくこと。

千葉運輸第905号  
令和6年1月15日

千葉県中小企業団体中央会  
会長 奥藤 真太郎 殿

千葉運輸支局長  
榎 光輝

トラック事業の適正化・生産性向上に向けた取組へのご協力をお願いについて

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
トラック事業は、国民生活や経済を支える重要な社会インフラであり、物流の停滞が懸念される「物流2024年問題」が喫緊の課題となっております。  
政府としては、持続可能な物流の実現に向け、令和5年6月の「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、①物流の効率化、②産主・消費者の行動変容、③商慣行の見直しを柱とする、「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、現在、抜本的・総合的な対策に取り組んでおります。  
さらに、令和5年10月には、賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の創出しを図るべく、緊急的に取り組む施策として「物流革新緊急パッケージ」を策定したところであります。特に、物流の取引環境の適正化のためには、必要なコストと物流サービスの質に応じた適正な対価を支払う商慣行の定着に向けた価格転嫁や運賃・料金の収受の促進が重要であると考えております。  
つきましては、トラック事業の取引環境の適正化に向けた取組について、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

○荷待ち・荷役時間の短縮など物流負荷の軽減に取り組んでいただくこと。  
○必要なコストを反映した適正な運賃・料金の収受のため、積極的にトラック事業者との協議を行っていただくこと。

千葉運輸第905号  
令和6年1月15日

一般社団法人 千葉県経営者協会  
会長 三枝 紀生 殿

千葉運輸支局長  
榎 光輝

トラック事業の適正化・生産性向上に向けた取組へのご協力をお願いについて

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
トラック事業は、国民生活や経済を支える重要な社会インフラであり、物流の停滞が懸念される「物流2024年問題」が喫緊の課題となっております。  
政府としては、持続可能な物流の実現に向け、令和5年6月の「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、①物流の効率化、②産主・消費者の行動変容、③商慣行の見直しを柱とする、「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、現在、抜本的・総合的な対策に取り組んでおります。  
さらに、令和5年10月には、賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の創出しを図るべく、緊急的に取り組む施策として「物流革新緊急パッケージ」を策定したところであります。特に、物流の取引環境の適正化のためには、必要なコストと物流サービスの質に応じた適正な対価を支払う商慣行の定着に向けた価格転嫁や運賃・料金の収受の促進が重要であるとと考えております。  
つきましては、トラック事業の取引環境の適正化に向けた取組について、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

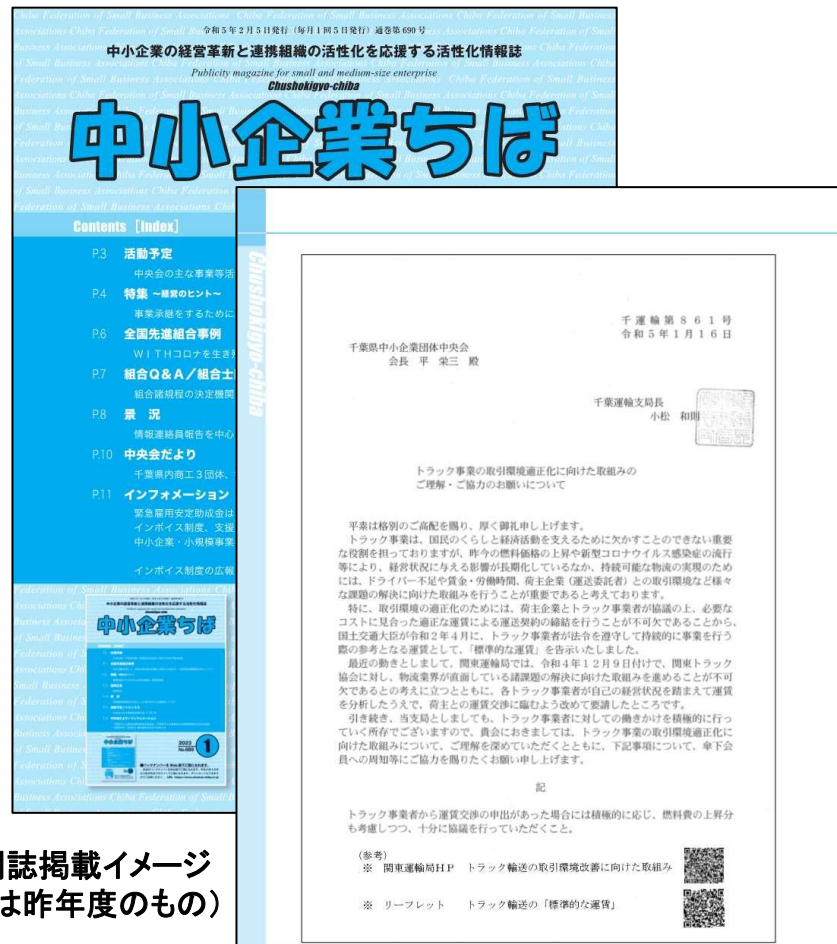
記

○荷待ち・荷役時間の短縮など物流負荷の軽減に取り組んでいただくこと。  
○必要なコストを反映した適正な運賃・料金の収受のため、積極的にトラック事業者との協議を行っていただくこと。

各団体において、傘下会員へメールや団体HPなどを活用し周知を図っていただいたところですが、千葉県中小企業団体中央会から、団体機関誌「中小企業ちば」への掲載も追加でご提案いただき準備中。（紙媒体での周知ということで、QRコードを貼り付け情報を取得しやすく工夫）



※千葉県中小企業団体中央会HP



※機関誌掲載イメージ  
(画像は昨年度のもの)



人材不足解消の一助とするため、トラック、バス、タクシー会社において実際にドライバーとして勤めている方から声を集め、令和5年12月5日、支局HPや関東運輸局Facebookにおいて公表することによりドライバーの魅力発信を行った。

Press Release

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年12月5日  
関東運輸局千葉運輸支局

**ドライバーの仕事には魅力があります**  
～ バス・タクシー・トラックの運転者等へ興味をお持ちください ～

バス、タクシー、トラックの運転者不足は喫緊の課題です。

実際に現場で働く運転者からは、魅力ある仕事であるという声もありますが、そうした良い印象の内容については、あまりメディアに取り上げられることも少ないため、中々皆様へ届くこともありません。

魅力ある仕事についての内容を皆様を知っていただくことで、運転者不足解決の一助となればと考え、今般、現場の運転者からその声を集めて公表することと致しました。

求職中の方など、この機会に運転者の仕事に興味をお持ち頂けると幸いです。

1. 運送事業について  
バス・タクシーなどは、通勤・通学・レジャー時の移動手段、高齢者や身体の不自由な方の移動手段、更には、昨今頻発する台風等により鉄道が運休した場合の代替輸送手段として、国民生活や経済活動の根幹を支える大変重要な役割を果たしています。

また、トラックも、国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラであり、平時のみならず、災害時においても緊急支援物資の輸送を行うといった、国の基幹的な産業です。
2. 運転者について  
上記のとおり、運送事業は国民生活や経済活動を支える産業であり、そこで働く**運転者は、必要不可欠な、いわゆるエッセンシャルワーカーであり、誇り高い職業**です。


しかしながら、運転者の仕事については、2024年問題<sup>※</sup>といった課題もあることから、悪い印象がメディアに取り上げられることが多く、印象が悪くなります。

しかし、こうした課題に前向きに取り組み、課題をクリアしている事業者などもあり、**実際に現場で働く運転者の声は、魅力ある職業として捉えられていることも多くあります。**

※ それぞれの運転者の声は別添にまとめましたので参照ください。

※2024年問題：自動車運転業務における時間外労働の上限規制（年960時間）及び改善基準告示の改正（拘束時間の短縮など）の適用が2024年（令和6年）4月であり、労働時間短縮の必要があるため、これまでどおりの運行計画を維持するためには、働く人の数を増やすといった対応が必要となります。

## 【トラック】実際のドライバーの声



### トラックのドライバー

- ・もともと運転が好きだったので、給与をもらいながら好きなことができる仕事は有難いです。
- ・納品先で「ありがとう」など、感謝の言葉をいただいた時にやりがいを感じます。
- ・自分が運んだ物が建物の一部になっていたり、お店に並んでいたりすると誇らしく思えます。
- ・日本の物流を支えているという「やりがい」を感じられます。
- ・全国色々な場所に行くことができ、その土地のおいしいものを食べたりすることもできます。
- ・基本的には1人での仕事なので気が楽。運転好きな方、1人での仕事が好きの方はぜひともやってほしい仕事です。
- ・最近では2024年問題がよくニュース等々出てくるため、我々運転者の社会貢献度が高いことが再認識されていると思います。これを糧にさらにプロドライバーとして誇れる仕事をしたいと思っています。
- ・保育園に通う2人の子を育てながら運転手として働いています。個々の生活スタイルに合った働きやすい環境や、アットホームな雰囲気のある、女性が働きやすい会社だと思います。
- ・1日の仕事の半分以上が運転の為、1人でいられる時間があるところが自分に合っていると感じています。ただ、誰とも話をしないわけではなく、ドライバー仲間と仲良くなったりすることもあるので、楽しく仕事ができます。今後も無事故でお客様の荷物のみならず安全安心をお届けしたいと思っています。

### その他

- ・未経験からの転職でしたが、一から教育訓練していただき今では不安なく勤務しております。資格が無くても、会社で取得させてもらったのでやる気さえあれば挑戦できると思います。
- ・一般車しか乗ったことがない中で、今の職場に入社したことで貨物車の体験や免許の取得ができ、幅広い車両に乗ることができるようになり、働ける環境が広がりました。
- ・職場の先輩が関東運輸局長表彰を受賞したことに誇りを感じました。いちドライバーが、いち一般社員が行政機関から表彰される運送業界は素晴らしいと思います。

# 【参考】女性・若年層の活躍に向けた取組み(国土交通省)

女性トラックドライバー（愛称：トラガール）の活躍を社会に広く発信する「トラガール促進プロジェクト（ウェブサイト）」を平成26年に作成し、令和4年に全面リニューアルを実施。

- 主に若年層を対象に、**未来に向かって走るシゴトの魅力発見サイト「WHAT is HaKoBu」を令和5年6月に開設**
- 特に就業前の若者に**将来の職業の選択肢の一つとして認識してもらうための情報サイト**

## 主なコンテンツ例

サイトURL：  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/traqirl/>

### ● 現役トラガールインタビュー

業務内容などが異なるトラガール10名に対するインタビュー記事を掲載。トラガールになったきっかけや、思うことなど現役トラガールならではの声をご紹介します。

### ● トラガール活躍中の会社経営者インタビュー

多くのトラガールが活躍している会社の経営層に対するインタビュー記事を掲載。女性の活躍を進めるにあたっての工夫や気づき等、女性の更なる活躍を目指す会社にとって有益な情報をご紹介します。

### ● トラガール活躍場面の紹介

免許の種類に応じた積載物や配送先など主な配送シーンを紹介。自身のキャリアアップのイメージにつなげる。

### ● 求人情報の紹介

全日本トラック協会が提供するドライバー求人情報のウェブページと連携。サイトの閲覧者に対して、採用に積極的なインタビュー掲載企業の求人情報まで一気通貫にたどり着ける情報を整備。



## コンテンツ紹介

サイトURL：  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/hakobu/>

### ● HaKoBuの舞台裏

身近な「モノ」が、どのように運ばれているのか、その舞台裏を知るマップ。仕事の工夫や努力について紹介。

### ● HaKoBuの達人

運行管理者など仕事に携わる人の就労観やプロの想いを伝える「HaKoBu」の達人。達人を選ぶとエピソードが出現。達人の技術、働き方、仕事への想いを紹介。

### ● あなたへの未来メッセージボックス

業界の魅力をアピールするメッセージボックスを掲載。メッセージボックスを選ぶと、各企業の採用情報等のページに移動。トラック協会が提供する求人情報と連携。

### ● HaKoBuから考える「わたしの未来」

高校のキャリア教育で活用可能なプログラムを無償提供。サイトコンテンツと併用で、すぐに授業が可能。



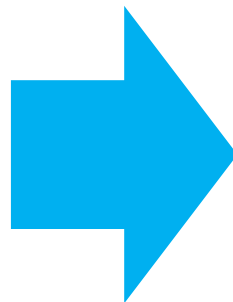
# 【参考】標準的な運賃に係る届出数

千葉県内に主たる事務所を有する事業者：2196者

※霊きゅう自動車のみを使用する事業者を除く

標準的な運賃に係る届出を行った事業者：677者

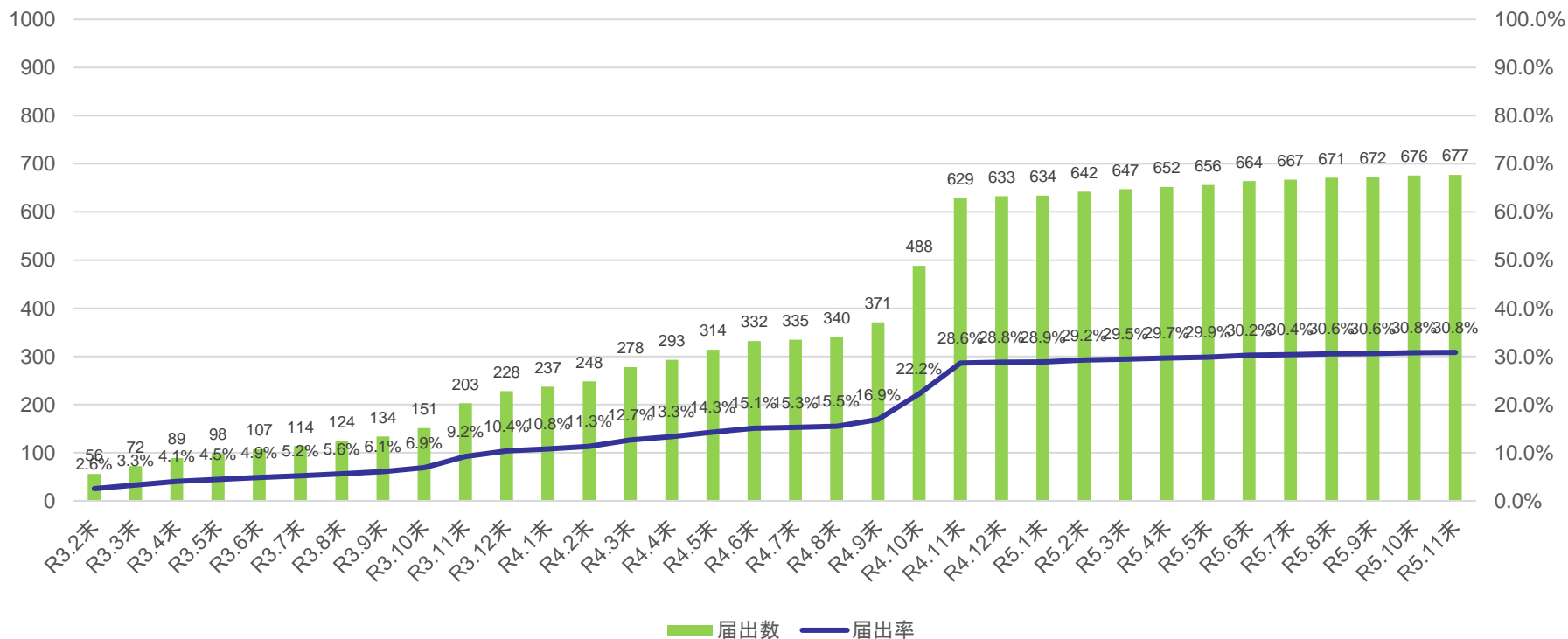
※千葉運輸支局管轄事業者に限る(令和5年11月30日現在)



令和5年11月末の届出率 **30.8%**

第13回協議会時点(29%)から伸びが緩やかに  
非協会事業者への周知が重要

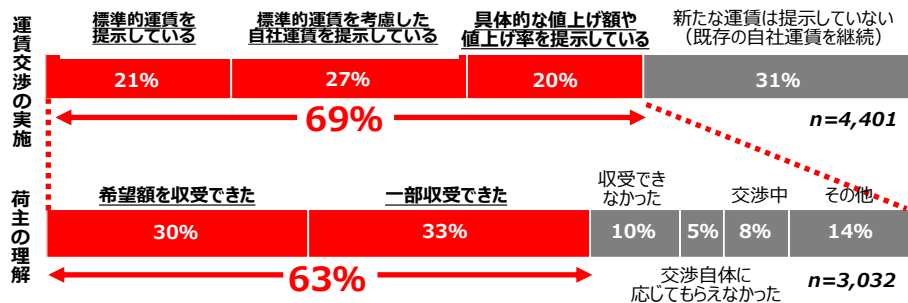
千葉運輸支局管内の推移(標準的な運賃:届出数・届出率)



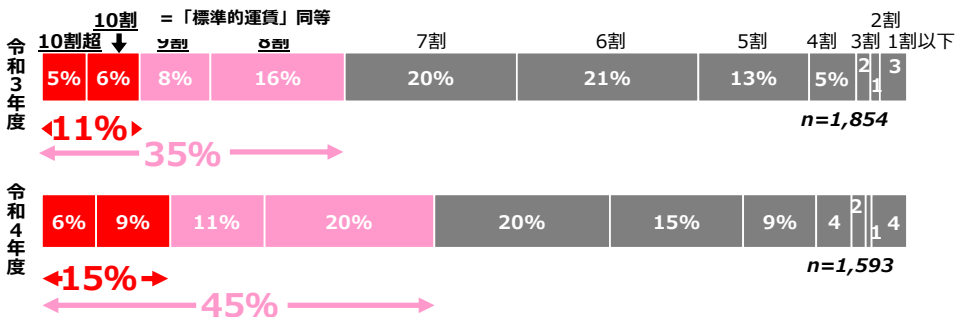
- トラック事業者が自社の適正な運賃を算出し、**荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標**として、「**標準的運賃**」制度を創設（令和2年4月告示）。
- **実運送事業者に正当な対価**が支払われるよう、**令和5年中に所要の見直し**を図るため、「**標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会**」（※）を設置し、論点整理と方向性について議論を実施。  
 （※）行政機関（国土交通省、経済産業省、農林水産省等）、学識経験者、荷主団体、物流事業者団体等

## 「標準的運賃」の活用状況

＜標準的運賃に係る実態調査結果（令和4年度）の概要＞



＜「標準的運賃」と契約額の乖離状況＞



## 見直しの方向性

- 「標準的運賃」について、以下の見直しを行う。
  - ・ 燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるよう、**運賃水準の引上げ幅を提示**
  - ・ 荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について、**標準的な水準を設定**
  - ・ 下請けに発注する際の**手数料の設定** 等
- 併せて、「標準運送約款」について、**契約条件の明確化等**の見直しを行う。

## 見直しに向けたスケジュール

- 令和5年 8月30日 第1回検討会（論点整理）
- 10月27日 第2回検討会（提言素案の整理）
- 12月7日 第3回検討会（提言取りまとめ）**

⇒令和6年1月以降、運輸審議会への諮問等を経て、「標準的運賃」及び「標準運送約款」を改正



# 【参考】「標準的運賃」及び「標準運送約款」の見直しのポイント

- 検討会での議論を踏まえ、**①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等**の提言をとりまとめ（令和5年12月15日）

## 1. 荷主等への適正な転嫁

### <運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定【運賃】

### <荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの**積込料・取卸料**を加算【運賃】

待機時間料	→	1,760円	※金額はいずれも中型車（4クラス）の場合の30分あたり単価
積込料・取卸料	→	2,180円	
機械荷役の場合 手荷役の場合	→	2,100円	

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算【運賃】
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離**し、**荷主から対価を收受**する旨を明記【約款】
- **「有料道路利用料」を個別に明記**するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

## 2. 多重下請構造の是正等

### <「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等>

- **「下請け手数料」（運賃の10%を別に收受）を設定**【運賃】
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記【約款】

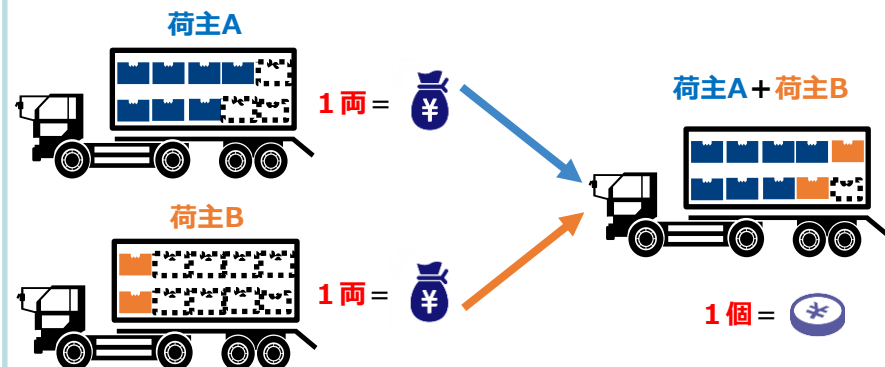
### <契約条件の明確化>

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した**電子書面**（運送申込書／引受書）を**交付**することを明記【約款】

## 3. 多様な運賃・料金設定等

### <「個建運賃」の設定等>

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の**「速達割増」**（逆にリードタイムを長く設定した場合の**割引**）や、**有料道路を利用しないこと**によるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

### <その他>

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増**を追加【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期、金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表**を可能とする【約款】

# 【参考】標準的な運賃の改正に向けた動きについて

令和6年1月11日、標準的な運賃の改正案について国土交通大臣より運輸審議会あて諮問があり、運輸審議会は令和6年2月13日に公聴会を開催することを決定した。



同時発表：各地方運輸局、神戸運輸監視部、内閣府沖縄総合事務局

令和6年1月11日  
総合政策局運輸審議会審理室

## 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する 諮問及び公聴会の開催決定について

運輸審議会は標記事案について、今後答申に向けて複数回の審議を行うとともに、令和6年2月13日に東京都で公聴会を開催することを決定しました。

標記事案について、令和6年1月10日付けで国土交通大臣から運輸審議会に諮問がありました。[資料1](#)

運輸審議会は、標記事案を審議するに当たり一般公述人のさまざまな意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で令和6年2月13日に公聴会を開催することを決定し、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。[資料2](#)

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は令和6年2月上旬に改めてお知らせする予定です。

※運輸審議会は国家行政組織法第8条に基づく審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

【運輸審議会における審議に関する問合せ先】

総合政策局運輸審議会審理室 藤澤、堤  
(直通) 03-5253-8810

【標準的な運賃の告示に関する問合せ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 武藤、羽田野、横山  
(代表) 03-5253-8111 (内線 41-333、41-323)  
(直通) 03-5253-8575

関東運輸局

(単位：円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		15,790	18,190	23,060	29,070
20km		17,710	20,430	26,110	33,160
30km		19,630	22,660	29,160	37,240
40km		21,550	24,890	32,200	41,320
50km		23,480	27,130	35,250	45,400
60km		25,400	29,360	38,300	49,480
70km		27,320	31,590	41,340	53,570
80km		29,240	33,830	44,390	57,650
90km		31,160	36,060	47,440	61,730
100km		33,080	38,290	50,480	65,810
110km		35,010	40,500	53,450	69,770
120km		36,930	42,710	56,410	73,720
130km		38,850	44,920	59,370	77,680
140km		40,770	47,120	62,330	81,640
150km		42,690	49,330	65,300	85,590
160km		44,620	51,540	68,260	89,550
170km		46,540	53,740	71,220	93,500
180km		48,460	55,950	74,190	97,460
190km		50,380	58,160	77,150	101,420
200km		52,300	60,360	80,110	105,370
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額		3,830	4,380	5,850	7,800
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額		9,580	10,950	14,620	19,490

## 働き方改革関連法案対応に向けた取組

- ① 「2024年問題対策セミナー」を令和5年7月、9月、10月、令和6年1月に開催
- ② トラック業界に精通した社会保険労務士による相談窓口の開設
- ③ 位置情報を活用した荷主向けWeb広告
- ④ トラックGメンとの意見交換会（航空貨物輸送事業者・支部主催の支部会員事業者）



## 人材確保に向けた取組

- ① 人材確保広告費用に対する助成制度の拡充
- ② 協会求人サイトの運用
- ③ 「運送業界セミナー&企業説明会」を県内5か所にて令和5年9月～令和6年1月に開催
- ④ SNSインフルエンサーを活用した業界のイメージアップ広報



## 標準的な運賃・料金の促進

- ① 「標準的な運賃活用セミナー」を令和5年11月に開催
- ② 「2024年問題対策セミナー（荷主交渉編）」を令和5年12月に開催



## 時間外労働の上限規制・改正改善基準告示の適用に向けた対応

令和6年4月の時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示の適用（資料労1・労2）に向け、

- ◇ 労働基準監督署による事業者を対象とした改正内容の説明会の実施
- ◇ 「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」（資料労3）及び働き方改革推進支援センター等の相談窓口・各種助成金による事業者等への支援
- ◇ 「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」、「はたらきかたススメ」（適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト）等による事業者、国民向け周知の実施 等

令和6年4月適用

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休居時間
3,516時間	293時間 最大:320時間	8時間
原則:3,300時間 最大:3,400時間	原則:284時間 最大:310時間	継続11時間 基本とし、連続9時間

自動車運転者の健康(心臓や脳)に重大な影響の恐れがあります

2024年問題とはなに? どのような対応が必要?

基本の改善はできるけれど?

ドライバーの運送時間に余裕があった?

こんな困りごとなど、ご相談ください!

持ち帰り時間削減、どうすればいいの?



▲ 特設サイト「はたらきかたススメ」(動画も掲載しています!)



▲ 「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」(改正改善基準告示の詳しい解説資料、QA、学習用テキスト(→)のほか、長時間労働改善に向けた様々な情報を掲載しています!)

## 荷主等への要請

「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(右記参照)や立入調査時に収集した情報等を活用し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させている疑いのある発着荷主等に対し、労働基準監督署から、「長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること」や「運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること」を要請(資料労4)。

\* R5.10月からは「トラックGメン」設置に伴い国土交通省との連携を強化した取組(荷主要請の際に「標準的な運賃」も併せて周知を行う等)も開始(資料労5)。



▲【参考】長時間の荷待ちに関する情報メール窓口(厚生労働省HP内)

荷主・元請運送事業者の皆様へ

STOP! 長時間の荷待ち

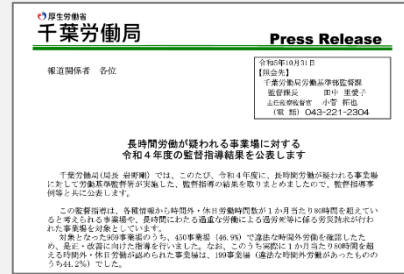
- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

厚生労働省・国土交通省労働局・労働基準監督署



## 長時間労働が疑われる事業場等に対する監督指導の徹底

労働基準監督署において、各種情報から長時間労働が疑われる事業場への監督指導を行うとともに、トラック運転者に関しては、国土交通省と連携し、合同監督・監査の実施や相互通報制度により、労働条件の確保・改善を図っている。



◀ 長時間労働が疑われる 事業場に対する令和4年 度の監督指導結果 (令和5年10月千葉労働局公表) (資料労6)

## その他(労働条件の確保・改善に係る最近の動きなど)

◇ 労働条件明示ルールの改正(令和6年4月施行) (資料労8)

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます	
明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限(通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する 場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になり ます。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態 に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約 労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。

\* 併せて、募集時等に明示すべき事項も令和6年4月から追加されます(資料労9)

◇ 賃金引上げに向けた支援

最低賃金(※)・賃金引上げに向けた中 小企業等に対する各種支援策(業務改善 助成金等)の周知 (資料労10)

※ 千葉県最低賃金 (R5.10月～) : 1026円(時間額)



最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ  
 厚生労働省、中小企業庁では、  
**最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています**  
 助成金と補助金を組み合わせることでご利用頂くことも可能です  
 賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください  
 ※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

**業務改善助成金**  
 業務改善助成金について、対象事業場拡大、助成率区分直し、賃金引き上げ後の申請を可能とするなどの拡充を行いました。

**キャリアアップ助成金**  
 賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

**事業再構築補助金**  
 最低賃金よりも低くなるため賃上げが必要となる従業員数が一定以上いる場合、事業再構築補助金の「最低賃金枠」が利用できます。

**ものづくり補助金、IT導入補助金**  
 最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引き上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本報は令和5年度の最低賃金引き上げを受けた厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業をご紹介しています。具体的な応募情報、申請方法等はホームページなどでご確認ください。